

## 令和7年地方分権改革に関する提案募集に係る

### 全事項に共通して国に対処を求める意見

全国知事会

本年5月、平成26年から導入された「提案募集方式」による規制緩和等を内容とする第15次地方分権一括法が成立し、全国知事会としては、地方分権改革が着実に前進しているものと評価しております。

本年の提案募集に係る各府省からの第1次回答では、提案内容を対応困難や今後検討とされたものが多く、全国知事会としては、今後の検討過程で各都道府県の提案全般について、提案の趣旨を考慮した積極的な検討を求めます。

個別項目への意見については、別添のとおりです。また、全てに共通して国に対処をお願いする事項については以下のとおりです。

- ・各府省からの第1次回答において、現行規定により対応可能であるとされたものについて、要綱等においてその旨を明確にするなど提案主体の納得が得られるよう具体的な作業スケジュール等を示しながら、説明責任を果たすこと。
- ・事務・権限の移譲、義務付け・枠付けの見直し等を円滑に進めるため、財源措置、権限移譲などのスケジュール、研修の実施やマニュアルの整備などについて、地方の意見を十分に反映して、具体的な検討と調整を早期に進めること。
- ・特に財源措置については、移譲に伴って生ずる新たな財政需要の内容を具体的かつ早期に示すとともに、それらに対応する財源を確実に措置すること。
- ・地方が自らの判断と責任において、地域の実情に応じた施策を実施できるように、国の過剰な関与や規制のうち、地方側の課題意識が強い分野については、「効率的・効果的な計画行政に向けたナビゲーション・ガイド」のように、制度的な課題として捉え抜本的な見直しを行うこと。

## 令和7年地方分権改革に関する提案募集に係る

### 全事項に共通して国に対処を求める意見

#### 全国市長会

AI等のデジタル技術の急速な進展は、行政事務の分野においても、事務処理や各種サービスの合理化、効率化、高度化等をもたらし、国・地方共に活用が進んでいる。

よって急速な人口減少・少子高齢化により人材不足が深刻化する中にも、更に多様化していく行政ニーズに限られたリソースで適切に対応し、必要なサービスを持続可能なものとしていくためには、デジタル技術等も有効活用しつつ、人的資源を行政サービスの更なる向上につなげていくことが必要となる。

このような現状認識を踏まえ以下の通り申し上げる。

#### 1 デジタル社会の推進に当たっては、

- ・住民の利便性向上及び都市自治体の事務負担の軽減を図る観点から、デジタル化の推進に当たっては、現在、住民が市町村を經由して都道府県または国に対し届出・申請等を行うこととされている事務について、市町村を經由せずに直接手続きが行えるようシステムを整備・構築するとともに、市町村経由事務をできる限り廃止すること。
- ・国・地方デジタル共通基盤の推進に当たっては、都市自治体の業務フローや実態を把握したうえで、制度・業務・システムの一体的な検討を進めること。
- ・新たな制度創設や制度改正を行うに当たっては、事前に都市自治体と十分協議するとともに、速やかな情報提供等を行い、すべての自治体が円滑に

事業を開始できるよう、十分な準備期間を設けること。

また、人的体制整備のための支援策を講じるとともに、システム改修等の準備経費を含め、都市自治体に新たな負担が生じないようにすること。

- ・個人に対する全国一律の給付金に係る事務などについては、国の直接執行を検討するなど、急激な人口減少社会やデジタル技術の進展も踏まえ、地方と協議しながら、国と地方の事務のあり方を検討すること。

2 計画の策定等については、「効率的・効果的な計画行政に向けたナビゲーション・ガイド」が実効性を持つように運用することを含め、都市自治体の負担軽減に資する具体的な取組を進めること。

3 事務・権限の移譲対象を具体的に国が決定する段階では、工程表などの手順・スケジュールや具体的な人員・財源措置を示すこと。

4 財源については、都市自治体に移譲された事務・権限の実施に当たり財源（人件費相当額を含む。）の不足が生じないように、必要総枠を確保し、国・都道府県から都市自治体に財源移譲すること。

5 人員については、技術や専門性を有する人材を育成・確保するため、研修や職員派遣など必要な支援を行うこと。

6 事務・権限の移譲を円滑に進めるため、マニュアルの整備や技術的助言など必要な支援を行うこと。

## 令和7年地方分権改革に関する提案募集に係る

### 全事項に共通して国に対処を求める意見

#### 全国町村会

- ・国が政策立案に当たり事務処理の方法を検討する際は、人口減少下においても、町村に限られた人材で行政サービスを持続的に担うことを可能とし、地域の行政課題に沿った創意工夫を要する事務に注力できる体制を確保する必要があることを十分に考慮すること。
- ・国が制度の創設・拡充等を行うに当たっては、計画等の策定を求める法令の規定や通知等を新設しないとする原則を遵守するとともに、専任職員の配置等について一律に義務付けを求めることは避け、町村の裁量の確保に十分配慮すること。また、既存の計画の統廃合や経由事務の見直しにより、町村の事務負担の軽減に資する具体的な取組を進めること。
- ・町村に移譲された事務・権限の実施にあたり財源（人件費相当額を含む。）の不足が生じないように、必要総枠を確保し、国・都道府県から町村に財源移譲すること。

- ・町村は単独で専門人材を確保することが困難であるため、職員派遣の活用や研修の充実などを通じて、多様な人材の確保・育成を強力に推進すること。
- ・事務・権限の移譲、義務付け・枠付けの見直しを円滑に進めるため、マニュアルの整備や技術的助言など必要な支援を行うこと。
- ・地方公共団体が実施主体となる事業に対し、国が事業実施の有無や実施方法に関する判断を事実上制限することは、地方公共団体の自由度の向上を目指す地方分権改革の理念に反するため厳に慎むこと。特に、全国一律の基準により実施する給付金については、国が直接事務を行うこと。やむを得ず地方公共団体に対応を求める場合には、スケジュールや給付要件を早期に明示した上で、事務負担を最小限のものとするとともに、給付に係る事務費は国が全額負担すること。

令和7年7月15日

内閣府地方分権改革推進室 御中

全国都道府県議会議長会  
全国市議会議長会  
全国町村議会議長会

令和7年の地方分権改革に関する提案に係る関係府省からの  
第1次回答に対する見解等について(回答)

平素は、全国都道府県議会議長会、全国市議会議長会及び全国町村議会議長会の会務運営について、御支援・御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

令和7年6月19日付で照会のありました、標記事項について、下記のとおり回答いたします。

格別の御配慮のほど、よろしくお願い申し上げます。

## 記

### 1 地方議会に係る提案事項

地方分権改革の推進により、地方議会の果たす役割と責任はますます増大することから、地方議会の自主性・自立性確保と権限強化を図る必要がある。このため、議会の権限等に係る提案については、二元代表制における議会の意義と権能を踏まえて慎重に対応すること。

また、地方議会は、投票率の低下や無投票当選の増加、議員の性別や年齢構成の偏り、議員のなり手不足などの課題を抱えていることから、こうした課題解決に資する提案については、積極的に対応すること。

### 2 その他の提案事項

第2次回答を示す際には、地方の意見を十分踏まえ改めて検討を行い、その実現を図ること。